

点検実習を通じて橋梁保全の技術力向上を図ります

～市町村職員の参加による橋梁点検の現地研修会の開催～

橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化が進む一方で、多くの市町村においては技術職員の不足や、専門的な技術力の向上が重要な課題となっています。

このため、去る5月23日、県内の道路管理者が連携し、道路インフラの長寿命化の推進、維持管理に関する情報共有・連携、技術力の向上等を目的に、「青森県道路メンテナンス会議」を設立したところです。

今般「青森県道路メンテナンス会議」が、道路の維持管理業務に携わる市町村職員を対象として橋梁点検・橋梁保全の技術力向上を目的に、現地研修会を実施します。

【概要】

1. 日 時 平成26年9月18日（木）、13:30～16:30
2. 開催場所 講習 13:30～14:30 八戸市下長公民館 講義室
(八戸市下長一丁目4番9号)
現地研修及び意見交換
14:45～16:30 一般国道45号馬淵大橋
(八戸市石堂三丁目)
※ 別添位置図参照
3. 研修参加者 主に南部地域の市町村職員 計 約20名
4. 研修内容 実際の橋梁を利用して、床版・桁・橋台等の損傷や劣化状況を、**近接目視・打音検査等**により点検を実施。
5. 取材について 現地研修については駐車スペースの都合上、車でお越しの際は、9月17日までに下記担当者あてに電話・FAXまたはメールで、事前連絡をお願いします。
現場入場する際に必要となるヘルメットは、当方で準備しますが長靴等は各自ご持参ください。
なお事故防止のため、会場内では係員の指示に従って頂くようお願いいたします。
※悪天候等により中止となる場合はご連絡いたします。

(担当)青森河川国道事務所 道路管理第二課 保全対策官 矢口
TEL: 017-734-4574 (直通) 090-5833-1963 (当日の緊急連絡用)
FAX: 017-722-2393
E-mail: yaguchi-s82ac@thr.mlit.go.jp

〈発表記者会：青森県政記者クラブ〉

〈問い合わせ先〉

青森県道路メンテナンス会議事務局

青森河川国道事務所

事業対策官

道路管理第二課 保全対策官

木村 孝

TEL 017-734-4521 (代表)

矢口 晋

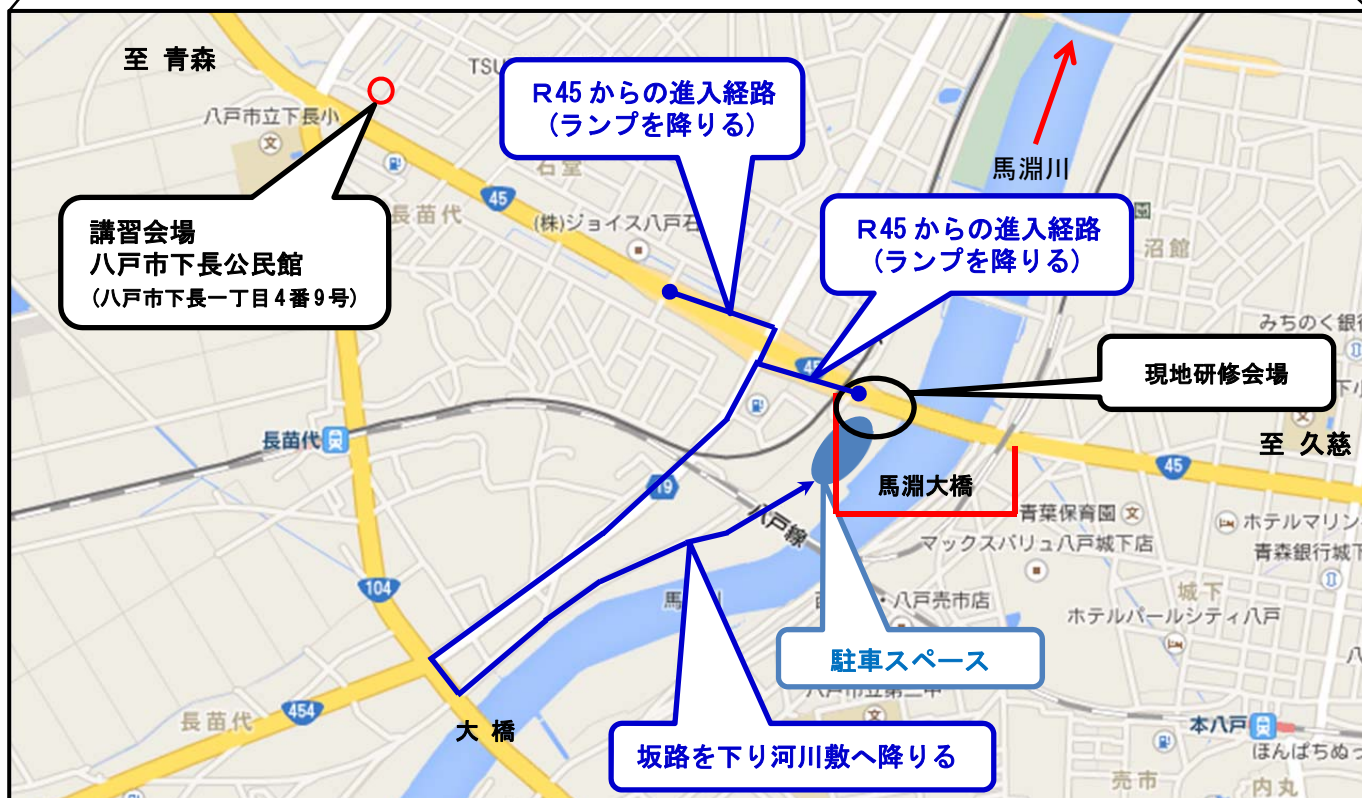
TEL 017-734-4574 (直通)

青森県県土整備部

道路課 企画・市町村道G 主幹 瀧田 洋一 TEL 017-734-9649 (直通)

平成26年9月18日(木)

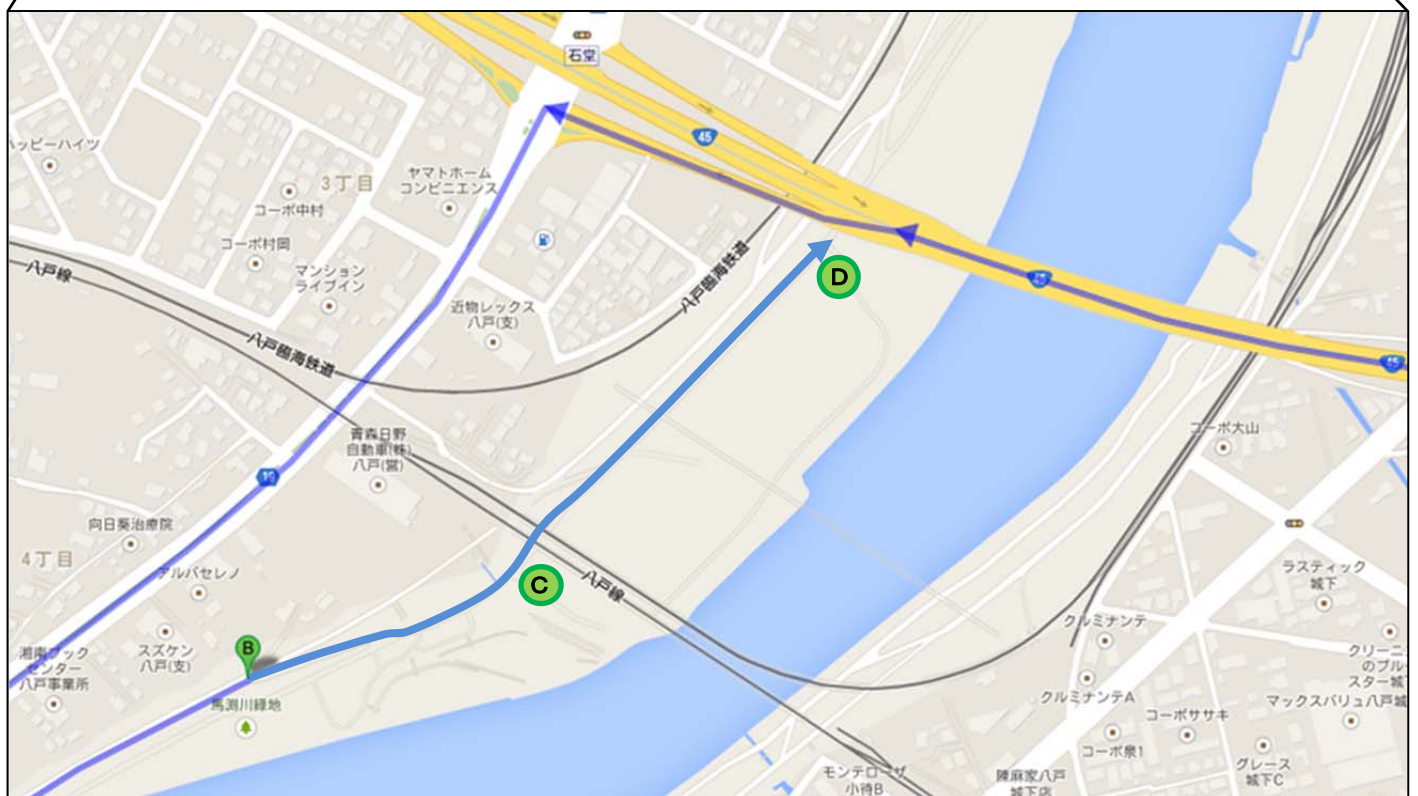
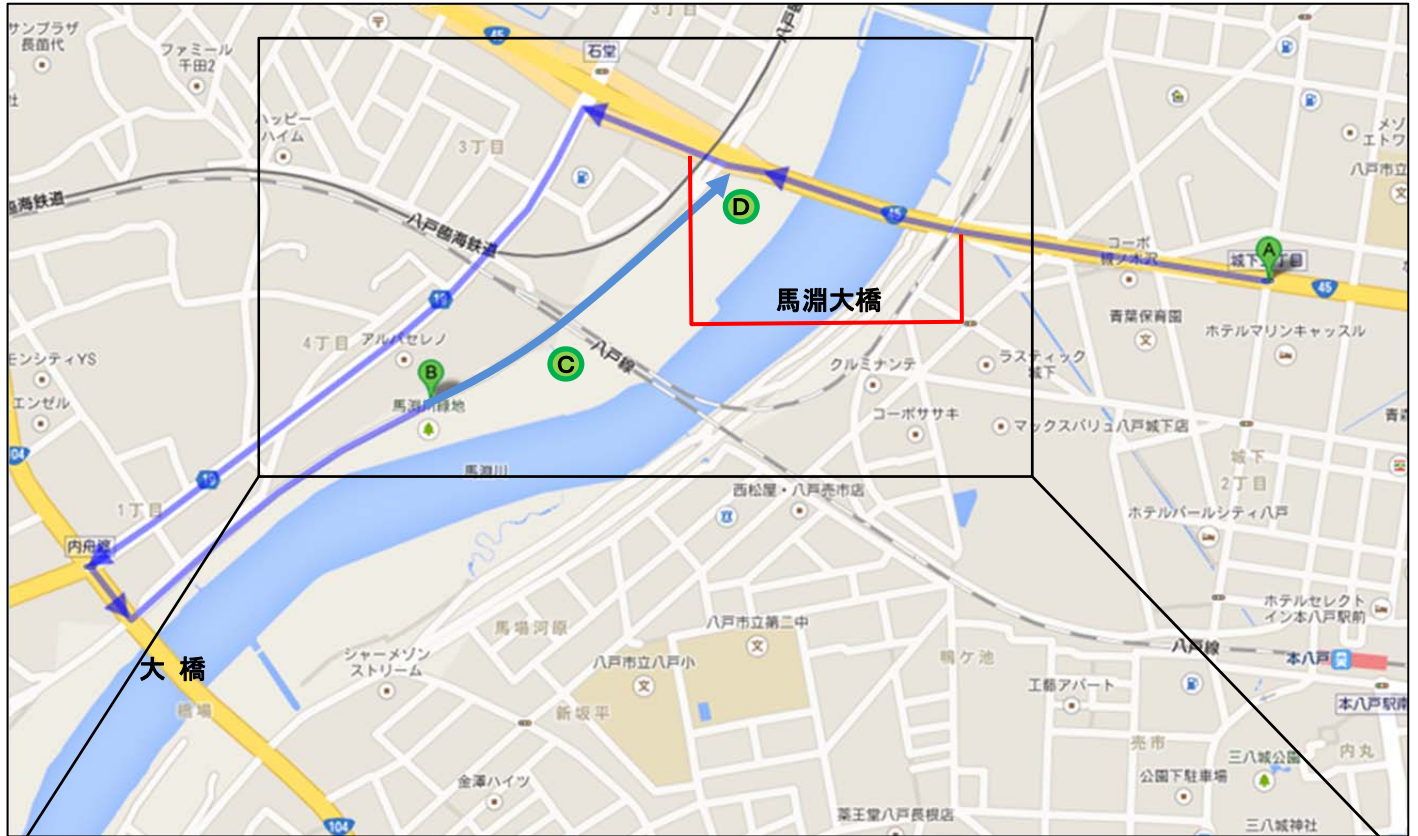
橋梁点検現地研修会位置図 (一般国道45号馬淵大橋)



【集合場所】 馬淵川河川敷

八戸市街地方面から馬淵大橋までの経路図

- A : 城下三丁目交差点
- B : 堤防から河川敷へ下る
- C : 鉄道橋をくぐる。
- D : 馬淵大橋 (河川敷)



(参考)

青森県道路メンテナンス会議規約

(名称)

第1条 本会は「青森県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）という。

(目的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、青森県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(事業)

第3条 会議は第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- (1) 道路メンテナンスに関する情報共有（技術基準説明会や現地研修会の実施、損傷事例や対応事例、点検や措置状況等）に関する事業
- (2) 関係者の意見調整（点検、補修等に重点的に取り組むべき路線に関する意見調整、対外協議に関する調整等）に関する事業
- (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、老朽化対策に対する関心と理解の醸成等）に関する事業
- (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業

(構成)

第4条 会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。

- 2 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は東北地方整備局青森河川国道事務所長、副会長は青森県県土整備部道路課長とする。
- 3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、必要に応じて地区会議の設置をすることができる。
- 5 会長は、会員以外の者で、老朽化対策に関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。
- 6 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うための「専門部会」を設置できる。

(事務局)

第5条 会議における事務は、青森県県土整備部道路課、東北地方整備局道路部、東北地方整備局青森河川国道事務所道路管理第二課及び東北技術事務所維持管理技術課において処理する。

(雑則)

第6条 本規約に定めるもののほか、会議の実施のため必要な事項は運営細則で定める。

- 2 本規約及び運営細則の改廃は会議で定める。ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

附 則（施行期日） この規約は、平成26年5月23日から施行する。

(参考)

別紙

青森県道路メンテナンス会議構成機関

(構成機関)

青森県県土整備部道路課

青森市都市整備部

弘前市建設部

八戸市建設部

黒石市建設部

五所川原市建設部

十和田市建設部

三沢市建設部

むつ市建設部

つがる市建設部

平川市建設部

平内町地域整備課

今別町産業建設課

蓬田村建設課

外ヶ浜町建設課

鱒ヶ沢町建設課

深浦町建設課

西目屋村建設課

藤崎町建設課

大鱒町建設課

田舎館村建設課

板柳町建設課

鶴田町建設整備課

中泊町環境整備課

野辺地町建設環境課

七戸町建設課

六戸町建設下水道課

横浜町建設水道課

東北町建設課

六ヶ所村建設課

おいらせ町地域整備課

大間町生活整備課

東通村まちづくり整備課

風間浦村産業建設課

佐井村産業建設課

三戸町建設課

五戸町建設課

(参考)

田子町建設課

南部町建設課

階上町建設課

新郷村産業建設課

東日本高速道路(株)東北支社技術部技術企画課

青森県道路公社道路工務課

東北地方整備局道路部

東北地方整備局青森河川国道事務所

(オブザーバー)

(財)青森県建設技術センター